

**相談者 (Aさん)** 住民課に勤めているAとい  
います。うちの課が担当している「住民何  
でも相談」で、先日相続の放棄について聞かれ  
ましたので、教えてもらいに伺いました。

**弁護士** 先日の相談は具体的にどのような内  
容だったのですか。

**Aさん** お父さんが亡くなって、自宅の土地  
建物等の遺産は全部長男が相続することにな  
り、相談者である長女Mさんと次男は相続を  
放棄したのだそうです。ところが実はその半  
年後にお父さんが、知人が経営していて倒産  
した会社の二〇〇万円の連帯保証をしてい  
たことが判明し、金融機関から相続人だから  
ということ、Mさんにも請求が来たとい  
うことです。相続の放棄をして何も相続してい  
ないのに債務の請求を受けるのは納得できな  
いという相談でした。

**弁護士** ありえるケースですね。その相談者  
の方が相続放棄と言っているのが、民法上の  
「相続の放棄」なのか問題だと思います。

**Aさん** 長男が遺産を全て相続して、外の相  
続人は何も相続しないのが相続の放棄なので  
はないのですか。

**弁護士** 長男だけが遺産を相続するというの  
は遺産分割の決め方の問題ですので、何もも  
らわないとしても相続の放棄にはならないの  
です。民法上の相続の放棄を行うためには、

て請求されたというものでした。最高裁判所  
は三ヶ月という熟慮期間中の放棄が原則であ  
るとしつつも、その期間中に放棄しなかった  
ことが相続財産が全く無いと信じたためであ  
り、そのように信じたことに相当な理由があ  
るときは現実的に債権者から請求があった時  
から三ヶ月間を起算すべきであると判示しま  
した。

**Aさん** 今の判決からすれば、本件のMさん  
も救済されることになりませんか。

**弁護士** 確かに金融機関から請求された時を  
起算点にして、それから三ヶ月以内に相続放  
棄の手続をすることが認められる可能性はあ  
るでしょう。しかしながら、最高裁判所の判  
例も無条件ではなく、相続財産が全く無いと  
信じたことに相当の理由があることを要求し  
ていることに留意すべきです。本件ではお父  
さんと音信不通だった訳ではないので、お父  
さんの生活や仕事の状況からこのような連帯  
保証をしているとは思えなかつたという事情  
を証明することが必要でしょう。

**Aさん** 三ヶ月間の間に、亡くなったお父さ  
ん名義の郵便貯金五万円を解約して受領して  
いた場合、五万円を返還すれば相続の放棄が  
できますか。

**弁護士** 残念ながら、その場合はもう相続の  
放棄はできません。このケースのように相続

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第29回

# 相続の放棄制度 について

家庭裁判所に対して「相続の放棄の申述」と  
いう手続を行うことが必要なのです(民法九  
三八条)。この手続を行うことによつて放棄  
した人は、その相続に関しては初めなら相続  
人とならなかつたものとみなされるのです  
(民法九三九条)。



人が相続財産の全部又は一部を処分した場合  
は、法定単純承認となり、被相続人の権利義  
務を承継することになります。したがって、  
例えば五万円を長男に返還したとしても連帯保  
証債務について相続分の責任を負わなければ  
なりません。

**Aさん** それではお父さんが生前掛けていた  
生命保険金の受取人になっていて、保険金二  
〇〇万円を受領した場合も法定単純承認とし  
て相続の放棄ができなくなってしまうのでし  
ょうか。

**弁護士** 生命保険金を受領した場合は法定単  
純承認には該たらず、相続の放棄ができるの  
です。これは生命保険金は相続財産ではなく、

**Aさん** 初めから相続人とならなかつたもの  
とみなすとはどういう意味なのですか。

**弁護士** 相続の放棄をすることによつて、資  
産等のプラス財産も借金等のマイナス財産も  
相続しないことになるのです。この制度はま  
さに亡くなった被相続人が債務超過に陥つて  
いた場合に債務の相続をしないという目的で  
利用されています。

**Aさん** 相続の放棄はいつでもできるのです  
か。

**弁護士** 三ヶ月の期間制限がありますので注  
意して下さい。相続の開始があつたことを知つ  
た時から三ヶ月以内に放棄の手続を取る必要  
があります(民法九一五条)。この期間は被  
相続人の資産状況を調査して判断するために  
設けられたもので、熟慮期間と言われていま  
す。

**Aさん** 冒頭でお話ししたMさんの件ではお  
父さんが亡くなったことを知つてから半年以  
上も経っているのでもう相続の放棄はできな  
いことになりませんか。

**弁護士** これについては最高裁判所の判決  
(昭和五九年四月二十七日)があります。この  
事例は被相続人のお父さんが一〇年前に家出  
して音信もなく、突然死亡の知らせを受けた  
もので、遺産は何もなく借金の存否も不明だつ  
たのが、一年後に連帯保証債務を相続人とし

契約によつて発生する権利だからと説明され  
ています。郵便貯金と比較してバランスを失  
う感じが持たれるかも知れませんが、生命  
保険という契約の性質から導かれる結論です。  
**Aさん** 例えば相続人である子供三人が全員  
相続の放棄をした場合、相続関係はどうなる  
のでしょうか。

**弁護士** 先程説明したとおり、相続の放棄を  
すると、初めから相続人とならなかつたもの  
とみなされますので、次の順位の相続人であ  
る父母などの直系尊属が相続人になります。  
父母等が亡くなつていた場合には、兄弟姉妹  
が相続人になります。

**Aさん** 今のような形で相続人になつたとし  
ても、債務超過であれば皆次々に相続の放棄  
をしようと思つていますが、その結果はどうなる  
のでしょうか。

**弁護士** そのような場合は、相続人が不存在  
であるとして相続財産管理人が選任されるこ  
とになります。そして財産管理の中で、残つ  
た財産があつた場合には国庫に帰属すること  
になります。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人社協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会